

令和3年度 新潟市健康づくり市民啓発業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、健康づくりに関する市民啓発の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

2 業務名

令和3年度 新潟市健康づくり市民啓発業務委託

3 業務委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日

4 目的

市民の健康寿命の延伸に向け、市民の健康意識の醸成に向けた啓発活動を実施し、働き盛り世代を含めた市民の健康づくりを推進するため、関連業務について委託するもの。

5 業務の基本事項

(1) 基本方針

市民の健康づくりの重要性と具体的なアクションを促す広報を実施するものであり、広告媒体への掲載だけでなく、メディア掲載やSNSでの情報拡散を目指すものとする。

(2) ターゲット

- 1) 健康づくりに関心のない層（特に働き盛り世代）
- 2) 市民一般

(3) ターゲットに伝えたいメッセージ

1) 課題

- 健診を受けなかった理由は「時間がとれなかったから」が1位
- 脳梗塞で亡くなる人の割合が20政令指定都市の中でも一番高い

2) 新潟市の取り組み（4本柱）

- 行こう！健康診断 早期発見・早期治療が重要
- はじめよう！減塩 とり過ぎを防ぐ
- つづけよう！運動 生活習慣を改善する
- 進めよう！健康経営 働き盛りの健康度アップ

6 提案を求める事項

(1) 新聞折り込み用チラシの作成及び新聞折り込み

- 新聞折り込みチラシ/B4サイズ、両面カラー印刷代 230,000部
- 折り込み料金（新潟日報、朝日、読売、毎日、産経、日経に折り込み）

(2) 各種媒体を活用した広報

- 各世代に向けた効果的な媒体を活用し、生活習慣病の改善に向けて市民の行動変容を促すメッセージや健康づくり関連情報（健診、減塩、運動など）の発信（3回以上）

(3) 留意事項

- 「4 目的」「5 業務の基本事項」を踏まえていれば、マスメディアの活用や広告、WEB、イベント、コンテンツ制作など広報手法に関しては特に定めはない。
- 提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- 具体性のある実現可能な提案とすること。

<参考> これまでの実績

年度	活用媒体	回数	内容
H30	ラジオ	6	「健診」「減塩」「運動」等をテーマに、対談形式のラジオ番組放送（1時間×6回）
	情報誌 ・WEB	6	ラジオ放送の内容をまとめて情報誌に掲載するほか、WEBを活用して放送内容を発信
R1	テレビ	25	フォーラム開催告知（番組出演による告知2回、番組内でアナウンスによる告知2回、CM21回）
	ラジオ	12	フォーラム開催告知（番組内でアナウンスによる告知2回、CM10回）
R2	ラジオ	42	CM 各テーマ（健診、減塩、運動）×14回

7 成果物

業務に関する成果物一式（現物及びデータ）（納期：協議して決定）

8 留意事項

- (1) 業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- (4) 業務実施にあたっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (5) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者とするに努め、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。
 - 1) 再委託する業務の範囲
 - 2) 再委託する合理性及び必要性
 - 3) 再委託先の業務履行能力
 - 4) 再委託業務の運営管理方法
- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (7) 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、委託者と協議により業務を進めること。

(8) 著作権等

- 1) 成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。
 - 2) 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて新潟市に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や、同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
 - 3) 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を新潟市に帰属させることが困難なものについては、上記1) 及び2) に記載の限りではない。
- (9) 受託者あるいは受託者から再委託を受けたものが業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損のないよう適切に管理すること。
- (10) 受託者あるいは受託者から再委託を受けたものが業務を行うにあたり知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。